平成２３年（フ）第３０１号
福井県丹生郡越前町厨第17号79番地
破産者　竹田　喜作
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４６号
福井県小浜市生守第23号８番地の５
破産者　和久田利惠
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第５８９号
静岡県島田市元島田9145番地の25
破産者　岩橋　健一
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６７７号
静岡市駿河区下島272番地の２　サンコーポ201号
破産者　伊東　道代
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４号
滋賀県長浜市小堀町205番地８
破産者　中川　重和
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第１４６１号
京都府長岡京市野添２丁目13番７号グレースヒル幸406
破産者　小山　　猛
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
兵庫県明石市和坂14番地の６　ステラー21―305号、旧住所神戸市西区白水２丁目16番68号
破産者　池田　祐一
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３１１号
兵庫県南あわじ市湊1108番地８
破産者　中嶋　周子
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
熊本県荒尾市蔵満630番地５
破産者　向　　正春
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第６１号
熊本県玉名郡長洲町大字宮野247番地１
破産者　江頭　正博
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第７２号
熊本県玉名市天水町部田見1605番地１
破産者　小山　正興
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第２９４号
宮崎市大字本郷南方4105番地４
破産者　川邊　博道
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２９５号
宮崎市大字本郷南方4105番地４
破産者　川邊てる子
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５１号
鹿児島県鹿児島市小川町２番１―503号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市堀江町12番22―1001号　ロフティ堀江町
破産者　宮路　隆一
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第６７４８号
東京都渋谷区幡ケ谷２丁目24番１号
破産者　有限会社プラス・ワン
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６７４９号
東京都杉並区和泉４丁目44―42―106
破産者　石　　靖之
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３４２３号
東京都葛飾区西新小岩４丁目９番20号
破産者　有限会社持田工務店
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４４８号
千葉県習志野市東習志野８丁目30―１―803
破産者　藤野　　武
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４４９号
千葉県習志野市東習志野８丁目30―１―803
破産者　藤野　芳子
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部